

# 令和4年度中野市特定個人情報の取扱いに係る内部監査報告書

令和5年1月31日

総括保護管理者

中野副市長 竹内 敏昭 様

監査責任者

企画財政課長 阿藤 博之

標記内部監査について、中野市特定個人情報の取扱いに係る規定第32条に基づき、下記のとおり実施しましたので、報告します。

## 記

### 1 実施方針

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第12条において、「個人番号利用等事務実施者は、個人番号の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない」とされている。

また、個人情報保護委員会が特定個人情報の適正な取扱いを確保するために具体的な指針として定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関・地方公共団体編）」では、組織的安全管理措置における組織体制の整備として、監査責任者の設置及び責任の明確化を行い、また取扱い状況の把握及び安全管理措置の見直しを図るため、特定個人情報等の管理の状況について、定期的に及び必要に応じ点検又は監査を行うこととされている。

本市では、中野市個人情報の取扱いに関する規程第6条により、企画財政課長をもって監査責任者を置き、同規程第32条により監査を実施し、総括保護管理者に結果等を報告しなければならないとされることから、本年度は下記のとおり内部監査を実施した。

### 2 監査の対象

被監査部門	対象事務
豊田支所 地域振興課	<ul style="list-style-type: none"><li>マイナンバーカード申請に関する事務</li><li>マイナンバーカードの交付に関する事務</li><li>マイナンバーカード申請時来庁方式に関する事務</li></ul>

	・ 特定個人情報を含む書類の本庁送付に関する事務
経済部 商工観光課	・ 寄附金税額控除に係る申告特例（ふるさと納税ワンストップ特例）に関する事務

### 3 監査の実施場所及び日程

#### (1) 豊田支所 地域振興課

- ・ 監査日程 令和5年1月24日（火）
- ・ 実施場所 中野市役所 会議室 41

#### (2) 経済部 商工観光課

- ・ 監査日程 令和5年1月25日（水）
- ・ 実施場所 中野市役所 会議室 51

### 4 監査体制

役割	所属及び役職
監査責任者	総務部 企画財政課 課長
監査実施者	総務部 企画財政課 DX 推進係長
監査実施者	総務部 企画財政課 DX 推進係 主事

### 5 監査における基準

- (1) 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第（平成25年法律第27号）
- (2) 特定個人情報の取扱いに関するガイドライン（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- (3) 地方公共団体における特定個人情報等に関する監査実施マニュアル（平成31年個人情報保護委員会通知）

### 6 監査手法

- (1) 被監査部署においてチェックリストに基づき自己点検の実施（予備調査）
- (2) チェックリストに基づくヒアリング
- (3) 監査の実施（文書類、記録類等の閲覧）

#### 【イメージ】



## 7 監査項目

被監査部門における特定個人情報の取扱い状況について、上記に掲げる監査基準に準拠して、次のとおり確認した。

### (1)共通事項

- ・ 特定個人情報の取扱い区域は明確化されているか。
- ・ 保護責任者、保護担当者、事務取扱担当者を定めているか。
- ・ 事務取扱担当者の範囲は適切であるか。
- ・ 事務取扱担当者が取扱う特定個人情報の範囲は明確化されているか。
- ・ 個人番号利用事務の実施手順を整備しているか。
- ・ 特定個人情報を取得する際の運用は適切であるか。
- ・ 特定個人情報を利用する際の運用は適切であるか。
- ・ 特定個人情報を保存する際の運用は適切であるか。
- ・ 特定個人情報を提供する際の運用は適切であるか。
- ・ 特定個人情報を廃棄する際の運用は適切であるか。
- ・ 特定個人情報の各管理段階において、記録をつけているか。
- ・ 個人番号の漏えい、滅失等についてリスク対策を講じているか。
- ・ 電子媒体または機器を使用する際の運用は適切であるか。
- ・ 電子媒体または書類を持ち運ぶ際の運用は適切であるか。
- ・ 電磁媒体または書類の盗難防止に係る運用は適切であるか。

### (2)委託について

- ・ 委託先の選定時に果たすべき安全管理措置について確認をしているか。
- ・ 委託先から特定個人情報の取扱い状況について定期的に報告を受けているか。

## 8 監査の結果

いずれの被監査部門において、上記に掲げる監査事項のとおり確認した限り、対象の個人番号利用事務が番号法に適合しかつ特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドラインに概ね準拠した取扱いがされたことを確認した。

なお、特定個人情報を含む媒体等の運搬に係る対応について、特定個人情報の漏えいリスクを一層軽減するための改善提案を行い、対象部門に検討を促した。

併せて、一部事務フローチャートの表記において、他セクションとの連携部分並びに委託先との連携部分において、役割分担と責任区分が不明瞭な箇所があったため、相互に認識を共有したうえで、事務フローチャートを更改するよう促した。